

医療安全実践教育研究会 会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、医療安全実践教育研究会と称する。

2 本会の英語表記は、Japanese Society for Safety Education Research in Healthcare とする。

(目 的)

第2条 本会は、医療の実践現場において多職種が共に取り組む医療安全教育の研究と実践を推進・支援し、会員の資質向上と相互交流を図ることを通して、医療安全の実践教育の体系化と安全で質の高い医療の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 臨床における医療安全多職種教育に関する研究活動と提言
- (2) 学術交流を目的とする学術集会の開催
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会 員)

第4条 本会の会員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同し、ヘルスケアに従事する者若しくは医療安全の教育・研究に従事している者で、毎年別に定める所定の会費を納入した者とする。
- (2) 学生会員 大学（短期大学を含む）又はこれに準ずる学校に在籍し、ヘルスケアに関する学習に取り組む者とする。
- (3) 賛助会員 本会の目的及び事業に賛同した個人または団体とする。

(会員の権利)

第5条 会員は、次の各号に掲げることができるものとする。

- (1) 学術集会の演題に応募すること。
- (2) 本会の発行する学術集会抄録集を受領すること。
- (3) 学術集会以外の行事に参加すること。
- (4) 本会が設置するホームページの会員専用ページを閲覧すること。

(入会手続)

第6条 本会に入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出し、世話人会の承認を受けなければならない。

(年会費)

第7条 本会に入会を認められた者は、所定の年会費を納入しなければならない。

2 前項の年会費は、別に定める。

(退 会)

第8条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を提出しなければならない。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、第16条に定める世話人会の決議に基づき当該会員を除名することができる。

- (1) 会則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 会員の資格を喪失するときは、次のとおりとする。

- (1) 第8条の規定により退会したとき。
- (2) 会費を2年分以上滞納し、かつ納付の督促に応じないとき。
- (3) 死亡若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (4) 会員団体が解散したとき。
- (5) 第9条各号の規定により除名されたとき。

第3章 役 員

(世話人)

第11条 本会に、世話人を置く。

- 2 前項の世話人は、会員の中から世話人会の議を経て選出し、代表世話人が委嘱する。
- 3 世話人の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の選出)

第12条 本会の管理運営のため、次の役員を置く。

- (1) 代表世話人 1名
- (2) 世話人 若干名
- (3) 監事 2名

- 2 前項各号の役員は、世話人会において世話人の互選により選出する。

(役員の職務)

第13条 本会の役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 代表世話人は、本会を代表し、本会の会務を統括し、世話人会を招集する。
- (2) 世話人は、世話人会を構成し、会務を執行する。
- (3) 監事は、本会の会計及びその他会務の執行を監査する。

(任 期)

第14条 第12条に規定する役員の任期は、2年とし、任期開始年度の年次総会終了の翌日より、2年後の年次総会終了日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員となった役員を補充するとき、又は役員を増員するときの当該任期は、すでに就任している当該役員の任期満了の日までとする。

(事務局)

第15条 本会に事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に、世話人会の議を経て、事務局長及び事務職員を置く。
- 3 事務局は、代表世話人の指示により本会の管理運営業務を処理する。
- 4 事務局は、当分の間、滋慶医療科学大学内に置く。

第4章 会 議

(総 会)

第16条 会則の変更、解散及び合併、会員の除名、役員の解任、事務局の組織及び運営、その他運営に関する事項を審議するため、総会を置く。

- 2 総会は、第4条第1号に規定する会員を持って組織し、年1回開催する。
- 3 総会の議長は、代表世話人が行う。
- 4 総会の議事は、第4条第1号の正会員の2分の1以上の出席をもって成立し、過半数の賛成をもって議決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 前項の出席は、委任状の提出をもって出席とみなすことができるものとする。
- 6 臨時総会は、世話人会が必要と認め、召集を要求したとき、又は正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により召集の要求があったときは、速やかに召集しなければならない。
- 7 総会の議事は、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、署名しなければならない。

(世話人会)

第17条 第12条に規定する役員で世話人会を構成する。

- 2 世話会の議長は、代表世話人が行う。
- 3 世話会は、本会の事業計画、予算決算及び事業報告書等の重要事項を企画立案し、実施する。
- 4 世話会の議事は、構成員の3分2以上の出席をもって成立し、過半数の賛成をもって議決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 前項の出席は、委任状の提出をもって出席とみなすことができるものとする。
- 6 臨時世話会は、代表世話人が必要と認めたとき、又は世話人の3分の1以上の要求があったときは、速やかに召集しなければならない。
- 7 世話会の議事は、代表世話人の指名する者が作成し、事務局に保管する。

第5章 学術集会

(学術集会)

第18条 学術集会は、毎年1回開催する。

- 2 学術集会大会長は、総会の議決により選任する。
- 3 学術集会大会長は、学術集会実行委員会の委員の選任、演題の選定、開催および運営を行う。
- 4 学術集会の講演・発表抄録は、抄録集として掲載する。

第6章 会 計

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経 費)

第20条 本会の必要な経費は、会費、その他の収入をもって充てる。

(開 示)

第 21 条 事務局長は、会計年度終了後、監事の監査を受けた収支報告書を世話人会で報告する。

2 代表世話人は、収支報告を会員に報告するものとする。

第 7 章 会則変更

(会則改正等)

第 22 条 この会則の改正は、世話人会の 3 分の 2 以上の同意を得て発議し、総会の議を経て代表世話人が行うものとする。

附 則

- 1 この会則は、平成 26 年 3 月 16 日から施行する。
- 2 本会発足時における最初の世話人は、第 11 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、発起人が指名し、その任期は平成 28 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この会則は、平成 30 年 10 月 21 日から改正施行する。
- 4 この会則は、2021（令和 3 年）年 10 月 17 日から改正施行する。
- 5 この会則は、2022（令和 4 年）年 10 月 16 日から改正施行する。